

個人情報保護に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年12月県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）において使用する用語の例による。

(登録簿の作成及び公表)

第3条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿を作成しなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務について登録簿に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該登録簿を修正しなければならない。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録簿を削除しなければならない。

4 実施機関は、登録簿を作成したときは、遅滞なく、これを別に定める場所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

5 条例第3条第1項第7号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録簿の作成年月日

(2) 個人情報取扱事務の開始の予定年月日

(3) 個人情報取扱事務の目的以外の目的のための個人情報の利用及び提供の有無

(4) 個人情報取扱事務の委託の有無

6 条例第3条第2項第3号の規則で定める事務は、取り扱う個人情報が物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために、その送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみの事務とする。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第4条 個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(山形県個人情報保護条例施行規則等の廃止)

2 山形県個人情報保護条例施行規則（平成13年3月県規則第25号）及び特定個人情報の保護の特例に関する規則（平成27年10月県規則第58号）は、廃止する。